徳島県内の簡易裁判所の裁判官在庁日数の減少に重大な懸念を
表明し、県内の地域司法の更なる維持充実を求める会長声明

１　徳島地方裁判所は、その裁判官会議において、同裁判所管内の簡易裁判所（計７庁）の裁判官（簡易裁判所判事）の在庁日数[*1]を変更（端的には削減）することとしました。

それによれば、令和７年４月３０日以降、県内の簡易裁判所７庁のうち、４庁において簡易裁判所判事の在庁日数が削減となるとのことでした。

具体的には、阿南簡易裁判所においては、従前は週３日（平均。以下同じ）の在庁日数であったものを週１．５日に削減し、美馬簡易裁判所においては、従前は週２．５日の在庁日数であったものを週１．５日に削減し、徳島池田簡易裁判所においては、従前は週１日の在庁日数であったものを週０．５日に削減しました。また、牟岐簡易裁判所においても従前は毎月第１、第３、第５火曜日の在庁日数であったものが、毎月第２、第４月曜日に変更され、実質的な削減となっています。

２　簡易裁判所は、戦後の裁判所法施行により、最も基礎的な、また最も国民に身近な司法機関として、全国津々浦々に設置されました。具体的には、民事事件においては調停委員を交えた当事者間の話し合いによる解決を目指す民事調停や、比較的少額の訴訟（通常訴訟は訴額１４０万円以下、少額訴訟は訴額６０万円以下）を取り扱う機関であるとともに、逮捕状・勾留状等の発付事務や、略式命令手続を中心とした比較的軽微な刑事事件を取り扱う機関として、その任務を担っています。

現在、簡易裁判所は徳島県内で７庁（徳島、鳴門、阿南、牟岐、美馬、阿波池田及び吉野川）存在するとともに、全国では合計４３８庁の簡易裁判所が設置されています。

---

*1 徳島県内の簡易裁判所のうち、徳島簡易裁判所を除く６簡易裁判所は、裁判官（簡易裁判所判事）は常駐しておらず、曜日等により定められた特定の日のみ在庁しています。

３　このように簡易裁判所は国民に身近な司法機関として、様々な紛争解決に頼りがいのある存在であるべきにも関わらず、前記のように紛争解決に携わる裁判官が不在になる割合が増大するということは、当会として重大な懸念を表明せざるを得ません。

国民にとり頼りがいのある裁判所であるためには、その裁判所の取扱い事件数の多寡にかかわらず事件処理のために人的物的体制を整えることが理想であるため、県内の各簡易裁判所の事件数の増減を引用することは控えるべきかもしれませんが、一例だけ述べれば、阿南簡易裁判所における簡裁民事通常事件数は、令和元年から同５年までそれぞれ４６件、４８件、４２件、３８件、４３件となっており、ほぼ同様の事件数で推移していると評価できます。したがって、事件数の観点からも、簡易裁判所判事の在庁日数の削減を裏付けることは決してできません。

４　なお、徳島県内の簡易裁判所の裁判官在庁日数削減とどこまでつながりがあるか分かりませんが、現在、全国的に簡易裁判所判事の欠員が増大しつつある事実があります。全国の簡易裁判所判事の予算定員は８０６名ですが、令和６年１２月１日現在での実員数は６４７名（欠員１５９名）と、定員の８０％しか存在していないことを指摘しておきます。

５　今回の裁判官在庁日数の削減対象となった簡易裁判所では、そのほとんどで裁判官の在庁日数を半減することとなり、極めて遺憾です。徳島県内の裁判所では、令和６年度にも徳島地家裁美馬支部での裁判官の在庁日数が削減されております。このような徳島県内の各地の裁判所（地方・家庭裁判所支部、家庭裁判所出張所、簡易裁判所）での裁判官の在庁日数の削減は、県内各地の地域司法の弱体化につながりかねません。

そこで、当会は、県内の簡易裁判所の裁判官在庁日数の減少に重大な懸念を表明するとともに、県内の地域司法の更なる人的物的な維持充実を求めます。

２０２５年（令和７年）６月６日

徳島弁護士会会長　坂田　知範